



佐賀県公報

平成17年
10月7日
(金曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

(五一三・森林整備課) 一

○告示

○佐賀県告示第五百十三号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年十月七日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

多久市多久町二〇一四の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇一四の二、

二〇一六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

社会福祉施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十月七日印 刷及び發行
者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 定 日
所 毎週月曜日
株 古川総合印刷
水 金曜日
金 印刷